

国民投票運動規制・罰則について

2006（平成18）年11月2日

日本弁護士連合会

はじめに

1 今、憲法改正手続法を制定すべきかについて

現在、既に政党その他各界から憲法改正案その他改憲に向けた意見が公表され議論になっている状況において、この改憲論の問題点を十分検証することなく、改憲のための手続法についての意見を述べることにについては、当会内でも意見が分かれている。

2 国民投票運動を規制することについて

憲法改正国民投票は、憲法を改正すべきか否かについての国民の意思決定を仰ぐものである一方、選挙は特定の候補者や特定の政党に属する候補者を当選させるために実施されるのであり、そもそも、その性質は大きく異なる。したがって、公職選挙法の手法をそのまま用いるべきではなく、憲法改正手続においては、国民の意見表明の自由が確保されなければならない。

3 国民投票運動が規制される特定公務員の範囲について

投票事務関係者の国民投票運動の規制はともかく、このような規制が裁判官、検察官、公安委員会の委員、警察官などにも及ぶとすることは反対である。

4 公務員・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止について

与党案は、公務員と教育者について、地位を利用しての国民投票運動を禁止しているが、「地位利用」という不明確な概念で、公務員・教育者の活動を規制することは、これらの者の意見表明や活動を萎縮させる現実的危険性を持つものであり、反対である。

5 組織的多数人買収・利害誘導罪の設置について

与党案は、組織により、多数の投票人に対し、買収や利害誘導等をした者に対する罰則規定を設けているが、特定の候補者や政党に投票させるために買収行為をする者を処罰する公職選挙法と異なり、そもそも憲法改正国民投票に関して買収等や利害誘導等がなされうるのか、また、罰則で禁止することは投票についての自由な活動を阻害することとならないか等について十分検討されていないままに、このような罰則規定を設けること自体疑問がある。

憲法改正についての国民の意見表明の自由や、国民の間で自由闊達な議論が交わされることについての萎縮的效果を生じさせる危険の存する規定には反対せざるを得ない。

以上